

第3期須崎市教育振興基本計画

令和6年3月
須崎市教育委員会

第3期須崎市教育振興基本計画

第1章	計画策定の趣旨及び計画の位置づけ・計画における教育の範囲・計画の期間	2～3
第2章	教育を取り巻く社会経済情勢	4～9
第3章	第2期教育振興基本計画の成果と課題	10～16
第4章	須崎市教育の現状と課題	17～22
第5章	基本理念と実現に向けた体系	23～24
第6章	20の基本目標と2つの横断的取り組み 達成に向けた主な施策	25～29
須崎市教育振興基本計画策定委員会設置要綱		30
須崎市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿		31

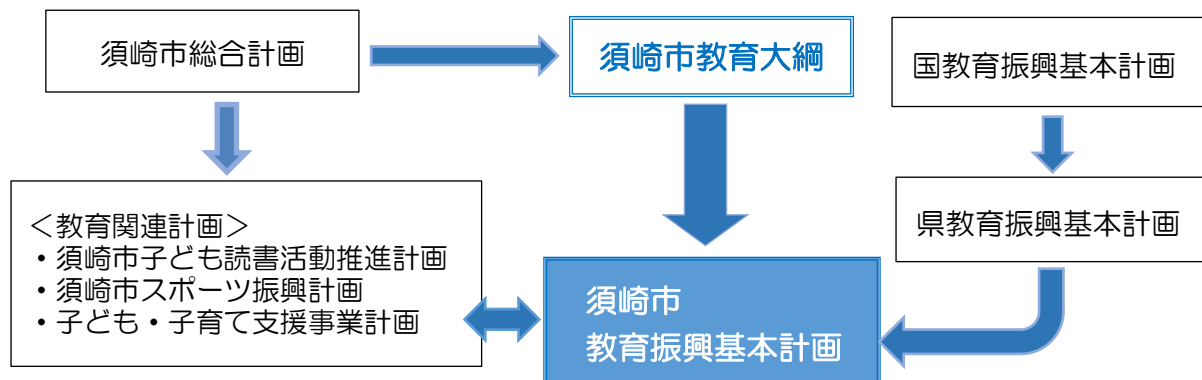
第1章 計画策定の趣旨及び計画の位置づけ・計画における教育の範囲・計画の期間

1 計画策定の趣旨

本計画の策定に当たっては、「第2期須崎市教育振興基本計画」（令和元年度～令和5年度）の成果と課題を鑑み、社会情勢の変化や「須崎市教育大綱」「須崎市総合計画（令和2年度～令和6年度）」を踏まえて、今後の本市教育が目指すべき方向や計画期間中に取り組むべき具体的な施策、目標とする指標等を明らかにし、学校・家庭・地域が一体となって取り組めるよう計画を策定します。

現在、社会の状況はめまぐるしく変化し、近年の高度情報化や国際社会の教育環境も多様化し、日々新たな課題が発生しています。これらの課題をひとつひとつ的確に把握し、国・県の動向も踏まえながら、本市の教育施策を見直し確実な成果につなげていく必要があります。教育委員会では、今後須崎市がめざす教育の姿と施策の展開の方向性を示すため、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて「第3期須崎市教育振興基本計画」を策定するものとします。

2 計画の位置づけ



本計画は、第2期計画を総括し、国・県の計画や本市の総合計画、及び、これまでの教育大綱を踏まえたうえで、重点的に取り組む施策を体系化して示すものとします。

また、教育委員会の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市の教育がめざす基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにするものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「市町村教育振興基本計画」として、国や高知県の教育振興基本計画を参酌して策定するものです。

3 計画における教育の範囲

本市では、令和4年4月からの機構改革により、文化、スポーツ部門などが市長部局へ移管となり、各部局において推進計画等を定め取り組んでいることから、本計画は教育委員会が所掌し施策を実施している保育園・幼児教育、学校教育、及び家庭・地域教育を対象範囲とします。ただし、教育委員会と協働して取り組む市長部局が所管する分野・施策の一部を含みます。なお、県立・私立の学校・園については対象外とします。

4 計画の期間と評価・見直し

国や高知県の教育振興基本計画との整合性を図るため、本計画の期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

なお、評価は各年行い、計画期間中であっても、状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

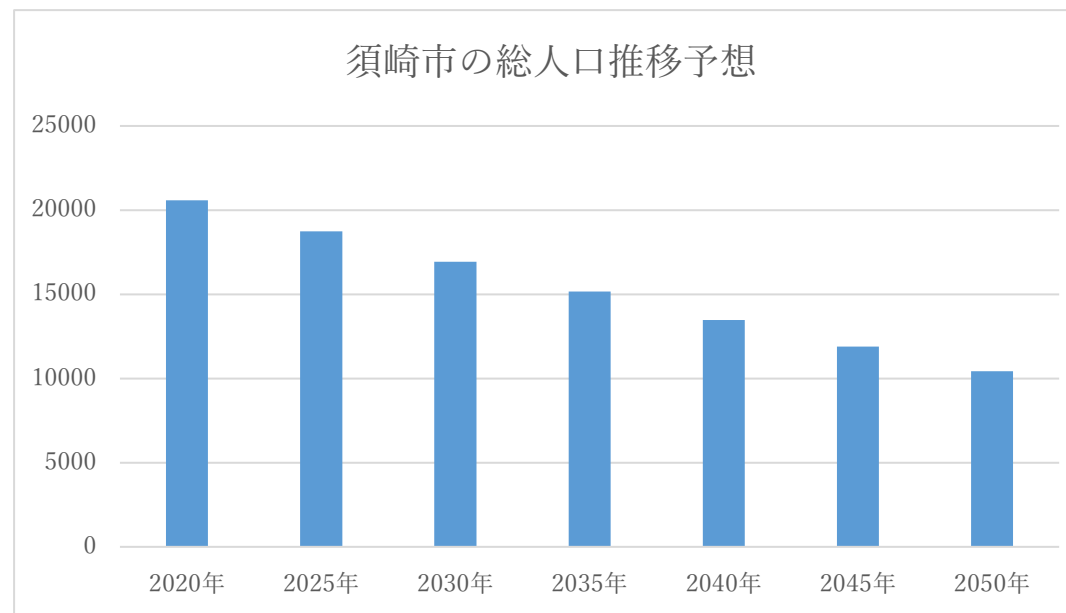
第2章 教育を取り巻く社会経済情勢

1. 教育を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は減少傾向が続いており、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所資料）では、2050年には10,434人となり、2020年の20,590人から10,156人、およそ50.7%減少する見通しです。

また、少子高齢化の進展により、総人口に占める65歳以上の老年人口の割合は、2020年の40.7%から2050年には52.1%となる一方、15歳未満の年少人口の割合は、2020年の9.4%から2050年には6.5%まで減少すると見込まれています。



(2) 須崎市の総人口と年少人口・老年人口の割合

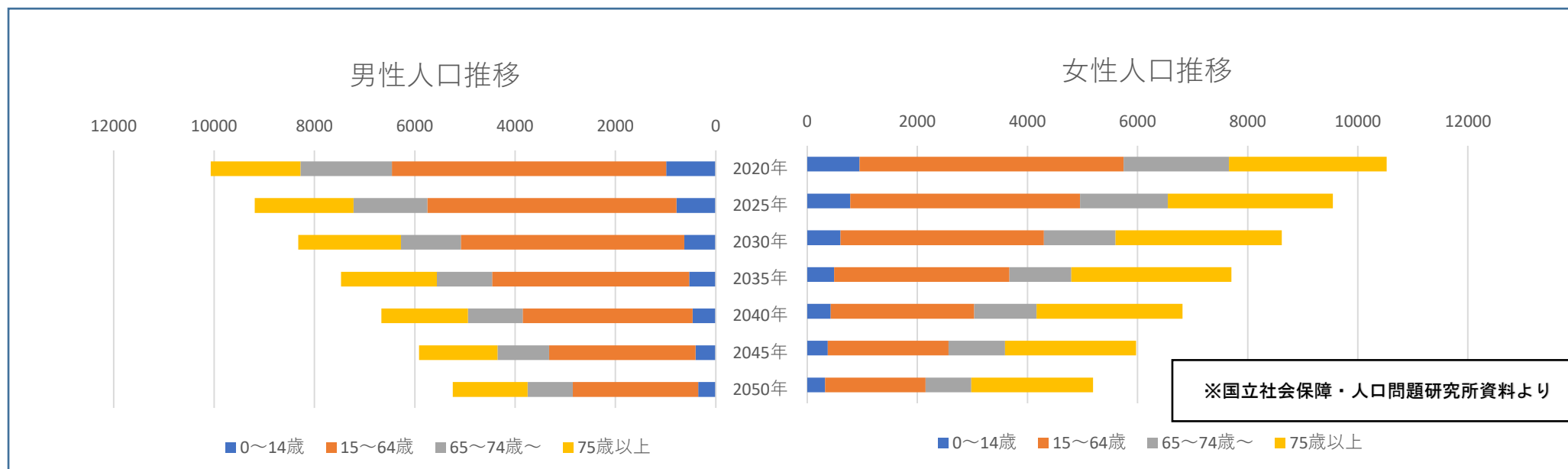
少子化の急速な進展により、今後は、中学校の統合及び小学校の統合を着実に進め、さらに、教育を充実させることにより地域の発展を展望していくことが求められています。また、高齢者の増加も見込まれることから、高齢者の経験や知識を生かし、地域の教育を支える貴重な人材として活躍いただける場を提供するなど、様々な世代が力を合わせて、豊かで安心して暮らせる地域や社会を次代に引き継ぐことができるような仕組みを構築していくことが重要となります。

◇ 児童数・生徒数の推移

※令和5年5月1日(2023年)時点(2024年度以降は推移予想)

児童・生徒数	2018 H30	2019 H31	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
小学校(人)	878	849	815	769	759	709	694	652	629	600	566
中学校(人)	361	369	377	408	390	373	276	286	289	292	284

*約20%の児童が私立中学へ進学



（３）急速な技術革新

2030 年頃には社会のあり方そのものが劇的に変化する超スマート社会（Society5.0）の到来が想定されています。IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ、AI（人工知能）をはじめとする情報技術が飛躍的に進展し、従来人の手で行われてきた仕事の多くがAIによって代替されていく。こうした時代において、私たちは、複雑で予測が困難な未知の社会においても、人間ならではの感性に基づいた思考力や判断力、知識や技能を習得し、表現力を身につけることが求められます。自身の学びを人生や社会に生かそうとする意欲や、豊かな人間性を育んでいくことが重要です。

本市では、児童生徒一人一台のタブレット端末導入から、ICT 活用とプログラミング教育の実践を進めています。今後、次世代型の教育の研究をより深めていかなければなりません。



プログラミング教育
（小学校）



ICT を活用した学習
（中学校）

（４）グローバル化

インターネットに象徴されるように、情報通信技術の進展や交通網の整備等により、私たちの生活圏は急速に拡大し、グローバル化が拡大加速しています。また、インターネットを通じたコミュニケーションが広く普及し、文化や言語が異なる人たちと交流する機会が飛躍的に増加してきました。こうした利便性を享受するためには、外国語、とりわけ英語教育の充実は不可欠で、異なる文化を理解し尊重する態度を身につけることが重要となってきます。また、情報リテラシー教育により、適切な情報管理や相互理解の促進、情報の信頼性に基づく行動ができるようにしていくことが求められています。



「てくテックすさき」

(5) 教育の多様化・複雑化

令和2年度に小学校、令和3年度に中学校の学習指導要領がそれぞれ改訂されました。その中では、「主体的・対話的で深い学び」の実現、情報活用能力の育成等が新たに求められており、学習内容についても、小学校における「外国語活動」の導入や「外国語」の教科化、小・中学校でのプログラミング教育の必修化等大きく変わりました。

また、オンライン会議システムを活用した遠隔授業の導入、特別な支援を必要とする児童生徒の増加、家庭環境の多様化・複雑化、「ギフテッド」と呼ばれる突出した才能を持つ児童生徒に対する指導等、教員に対して、これまで行ってきた教育とは異なる対応が求められています。

こういったことを踏まえ、授業方法の見直しや、教員が果たすべき役割の変化が求められます。



国際交流員による異文化交流



遠隔地の児童とのオンラインを活用した交流

2. 国・県における教育目標・教育施策の動向

（１）国の第４期教育振興基本計画

第４期計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策のコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、５つの基本方針と１６の教育政策の目標、および指標が示されました。

教育政策に関する基本方針

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

（２）2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・ 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・ 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取り組みや、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・ Society5.0社会で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

（３）日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ・ 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・ 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・ 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

(4) 高知県第2期教育大綱、第3期基本計画の策定及び改訂と基本理念（目指すべき人間像）

高知県では、総合教育会議において、本県が抱える教育課題に対し真に有効な対策について協議を行い本県の教育等の振興に関する基本理念や基本目標、それらを実現するための総合的な施策を定めた「第2期教育等の振興計画に関する施策の大綱」（第2期教育大綱）を令和2年3月に策定しました。

高知県教育委員会は、第2期教育大綱の内容等を踏まえ、所管する施策の具体的な事業計画等を定めた「第3期高知県教育振興基本計画」（第3期基本計画）を令和2年3月に策定しました。

社会や時代の急激な変化に対応し、第2期教育大綱等の取り組み成果・課題を踏まえ、令和3年3月に第1次改訂、令和4年3月に第2次改訂、令和5年3月に第3次改訂を行いました。

※第2期教育大綱、第3期基本計画の期間は令和2年度から令和5年度の4年間となっています。

基本理念～目指すべき人間像～

(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようになるためには、知・体・徳の調和のとれた生きる力を、家庭や地域、学校、行政などがそれぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身につけさせていくことが必要。

(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められているとしています。



- 基本理念実現に向けて6つの基本方針と2つの横断的取り組みに沿って施策推進
- 取り組みの基本目標として知・徳・体の各分野で目標を設定するとともに、各目標に測定指標を設定
- PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底

第3章 第2期教育振興基本計画の成果と課題

第2期教育振興基本計画 15の基本目標・重点施策の成果と課題

① 保幼・小・中の連携

成果

- ・全保育園・小学校でアプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを作成し実施した。就学前や就学後に保幼小の連絡会、市の保幼小連携担当者会を開くなど、情報共有を図り連携して取り組んだ。
- ・地域ぐるみ教育の取り組みを通して、小中の連携を図りながら、共通した取り組みや9年間のつながりを意識した取り組みがされてきた。

課題

- ・配慮が必要な児童に関する情報共有や、保幼小それぞれの実践について相互理解を深める必要がある。
- ・スタートカリキュラムの実施後、振り返りと見直しが必要である。
- ・年に2～3回は、互いに授業参観を実施し共有を図っているが、中学校区によって実施内容に偏りがある。
- ・全小学校教諭の保育参観ができている学校とそうではない学校がある。

② キャリア教育の推進

成果

- ・「わくわくチャレンジ in すさき」などを通じて、地域と連携し体験的な学習や地域学習を積極的に行い、児童・生徒のキャリア形成を促した。
- ・キャリアパスポートの積極的な活用から、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオの作成などの取り組みが進んでいる。
- ・仕事のこと、進路のこと、ふるさと高知のことなど「みらいスイッチ」をもとに未来の自分を考える取り組みが行われた。

課題

- ・「将来の夢や目標を持っていますか？」という設問(※)に対し、否定的回答も見受けられる。コロナ禍の影響も重なった結果でもあるが、今後必要とされる新たな価値観・職業観をふまえた社会的自立に必要な能力を育む取り組みが求められる。

【2023年度 否定的回答：小学校 14.8%、中学校 31.5%】

(※) 全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査

③ 学力の向上

成果

- ・県や市主催の研修と関連させて、研修の充実を図るとともに、教職員の資質・指導力の向上に努めた。市情報担当者会で、ＩＣＴ教育の推進を図る研修を実施した。
- ・外部人材の支援のもと、研修や公開授業を実施し、プログラミング教育を推進した。
- ・ＡＬＴ（※）５人を配置し、小学校低学年から英語に親しむ取り組みを展開した。

（※）ＡＬＴ：外国語指導助手

課題

- ・ＡＬＴのより効果的な活用に取り組む必要がある。
- ・基礎学力の定着では、授業改善により効果がみられる学校もあるものの、学校間格差も見られる。
- ・学力向上の計画的、継続的な取り組みが必要である。
- ・１人１台タブレットが整備され、これまでの学習形態とは様変わりした。より深い学びになるよう、効果的なＩＣＴ活用の研究やプログラミング教育の推進に向けた取り組みが必要である。

④ 豊かな心の育成

成果

- ・スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）との連携、教育支援センター等、関係機関との連携により、不登校・不登校傾向の児童・生徒や保護者、学校関係者の支援体制を強化した。
- ・各校で、講師を招聘しＳＮＳやスマホマナー教室、非行防止教室を開いている。１人１台タブレットを含めた情報モラル教育の充実を図り、児童・生徒間のトラブルを回避する取り組みを行った。
- ・幼児期から自尊感情や自己肯定感など「非認知能力」を育むため、「アート」を活用し、新たな能力や感性の育成に取り組んだ。
- ・小規模特認校制度を導入し、優れた教育内容を実践する学校を選択できるようにした。

課題

- ・「自尊感情」に関わる設問（※）では、肯定的回答が目標値より低い結果である。引き続き、幼児期から自尊感情や自己肯定感など「非認知能力」を育む取り組みが必要である。
【2023年度：小学校 83.5%（目標 90%）、中学校 73.8%（目標 85%）】
（※）全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査
- ・子どもの「非認知能力」を高めるため、関係機関の職員等が日常的にその力を発揮できるスキルを身につけることが課題である。そのために、小学校や保育園での職員の主体的な研修や学習が必要である。

⑤ 健康・体力づくり

成果

- ・2022年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査(※)で、中学2年女子以外は、体力合計点が全国平均を上回った。(中学2年女子は全国平均並み)特に、反復横跳びと立ち幅跳びの項目では、小学5年男女とも、全国平均を3~4ポイント上回った。また、中学2年男女とも、反復横跳びの項目が、全国平均を4~5ポイント上回った。

(※)対象は小学5年生、中学2年生

- ・食育の推進では地産地消に努めた。また、全ての公立小中学校での給食提供に向け、給食センターの用地選定と実施に向けた事務作業を行った。
- ・部活動の地域移行の検討を始め、協議を進めた。

課題

- ・2022年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、小学5年男女ともに、握力の項目が全国平均より低く、中学2年男女ともにハンドボール投げの項目が全国平均より低かった。全国体力・運動能力、運動習慣等調査のすべての項目で全国平均を上回ることを目標に、体育の授業に限らず、日常活動として体力を高める取り組みを続ける必要がある。

- ・2023年度の「朝ごはんを食べているか」という設問(※)では、肯定的回答が小学校94.8%、中学校88.4%であり、食べていない児童・生徒もいた。生活リズムチェックカードや健康副読本を活用し、学校と家庭が連携して生活リズムを整えていく必要がある。

(※)全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査

- ・少子化の影響により、学校単位での運動部活動の運営が困難な状況となっている。

⑥ 学校統合の推進

成果

- ・令和2年8月に「須崎市小中学校統合計画」を策定し、保護者及び地域への説明を行った。

【計画策定：令和7年度中学校1校、令和10年度小学校5校に統合】

- ・令和4年12月に計画を一部変更し、中学校は当面2校、統合目標年度を令和8年度とする計画とした。

【一部変更：令和8年度中学校2校、令和11年度小学校5校に統合】

- ・保護者や地域、学校関係者の代表者で組織する「統合準備委員会」を開催し、開校に向けて意見を聞きながら、具体的課題の整理や準備を始めた。
- ・教職員で組織する学校教育部会を開催し、統合に向けて課題の整理を始めた。

課題

- ・学校教育部会でより充実した教育内容の検討を行う。
- ・引き続き「統合準備委員会」で意見を聞きながら、具体的な課題の整理や準備を進める。
- ・統合に向けて児童・生徒の交流事業を実施する。
- ・給食センターをはじめ、校舎等の施設整備を実施する。
- ・統合後の部活動の調整、スクールバス等の通学手段の整備を行う。

⑦ 特別支援教育の推進

成果

- 学校に対する人的支援や児童・生徒に対する支援の仕方について研修を行い、個に応じた教育に努めた。
- 各学校で個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されており、それをもとに巡回相談や次学年へ引継ぐとともに、保育・小学校・中学校への引継ぎの際に活用し、切れ目のない支援に努めた。
- 令和5年度には通級（※）指導教室を設置した。

（※）通級：学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小中学校の通常の学級に在籍する集団での、行動やコミュニケーションなどで困難さがみられる児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、困難に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う一つの指導形態。

課題

- 通常学級に在籍している特別に配慮が必要な児童・生徒が年々増加傾向にあることから、それに対する手立てが課題である。
- 通級指導教室の取り組み内容を各校に普及し、更に教育内容の検討・検証を行う必要がある。
- 保・小・中の引継ぎ連絡会の充実を図る。

⑧ 防災・安全教育の推進

成果

- 学校安全プログラムに沿った安全教育が実施されている。
- 児童・生徒および教職員の安全を確保するため、すべての学校において「危機管理マニュアル」の見直しを行い充実させた。
- 防災計画に基づき年3回以上、避難訓練を実施している。
- 児童・生徒及び教職員のリスクマネジメントの力を高める取り組みを、市と学校が連携して行った。

課題

- すべての学校で、防災教育や安全教育が日常的に実施され、地震津波時等には、すべての児童・生徒が自らの生命を守ることが出来るよう、関係機関との連携を強化し、さらなる防災・安全教育の充実が必要である。

⑨ 子ども・子育て支援の推進

成果

- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、ニーズに応じた子育て支援を行った。
- 毎年度、子ども・子育て支援会議において、子育て支援の必要量・内容の見直し及び進捗管理を行ってきた。
- 令和2年4月おひさま保育園を開園した。
【みなみ、日の出、あおい保育園の統合】
- 要保護児童対策地域協議会が、課題を抱える家庭全体を捉えたアセスメントを行い、要支援、要保護児童・生徒に対し、関係機関と連携し支援を行っている。
- 外国語や外国文化に親しむ取り組みとして、CIR（※）が巡回し小学校や保育園で異文化交流を実施した。

（※）CIR：国際交流員

課題

- 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理をもとに、引き続きニーズに応じた子育て支援の充実が必要である。
- 今後の園児数の推移に留意しながら保育園の統合計画の完了を目指す。併せて新たな統合計画の策定について検討を進めていく。
- 課題を抱える家庭に対し、切れ目のない支援を継続して行っていく。
- 国際理解を推進するため、引き続き、異文化交流を通して子どもたちを育成する必要がある。
- 土曜保育の拡充を図り、休日保育の可能性について検討する。

⑩ 家庭・地域との連携

成果

- 市内すべての公立小中学校で各校の目的に応じた地域学校協働本部事業が展開されてきた。
- 4小学校【新莊・吾桑・須崎・多ノ郷小学校】で6ヶ所の放課後児童クラブが設置されている。また、5小学校【須崎（児童館）・南・上分・安和・浦ノ内小学校】では放課後子ども教室が設置され、健全育成に努めた。
- 家庭との連絡をよりスムーズ且つ情報容量を拡大し、市内全体を網羅できる「学校～家庭連絡システム」を導入した。

課題

- 放課後児童クラブの運営が令和5年度から市の直営となった。各クラブで人員不足が顕著であり、人材の確保及び育成が課題である。研修等に積極的に参加できる体制を作るとともに職員の資質向上に努める。
- 地域学校協働本部や学校間連携の活動支援を行う。

⑪ 生涯学習の推進

成果

- ・生涯学習の機会及び市民の参加を増やし、生涯学習のまちづくりを進めるため、各種イベントや教室等を開催し学習の機会を設けてきた。
- ・浦ノ内、吾桑、上分地区で地域自主組織を設立し、住民主体の地域づくりを進めてきた。
- ・コロナ禍にあっても、市展や市民文化の集い等、市民や各種生涯学習団体に発表の場を提供し、文化活動の振興、充実を図ってきた。

課題

- ・自主組織設立に対する温度差があることや、住民理解が困難な地域、町内会等がない地域もあり、取り組みに苦慮している状況にある。
- ・ポストコロナを見据えた生涯学習活動の充実や、多様なニーズに基づく新たな学習機会の提供が必要である。

⑫ 人権教育の推進

成果

- ・公民館等で講演会や研修会を開催し、あらゆる人権問題について正しい理解を深め、人権意識の高揚に努めてきた。

課題

- ・講演会や研修会を継続して開催するとともに、多くの市民に参加してもらう体制の構築が必要である。

⑬ 生涯スポーツの推進

成果

- ・スポーツ人口の増加を図るため、関係機関と連携し各種イベント、教室、大会等を実施してきた。特に、海洋スポーツ等の振興に力を入れ、取り組みを強化した。
- ・文化・スポーツの振興を図り、交流人口の拡大を目標に、市長部局に文化スポーツ・観光課を設けた。

課題

- ・各種スポーツの指導者育成が課題である。
- ・今後の部活動の地域移行を見据えた時、指導者の育成や受入体制の構築が喫緊の課題となっている。

⑭ 青少年の健全育成

成果

- ・学校に所属する補導員との合同巡回や定例会の実施、また、各公民館に青色パトロール車を配置しパトロールを実施し、子どもの見守りに努めた。
- ・各校区の青少年育成会議等との連携で、子どもの見守り活動が継続して行った。

課題

- ・引き続き、地域や関係機関と連携し、地域で青少年を見守る体制の強化が必要である。
- ・子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた健全育成に取り組む必要がある。

⑮ 読書活動の推進

成果

- ・学校図書費を増額した。
- ・新たな図書館整備のため、図書館等複合施設整備事業に着手し、PFI方式(※)での実施を決定し、取り組みを進めた。
- ・「日本で一番本を読むまちを作る会」の支援で、保育園と公立小中学校を通じて多くの図書を子どもたちに選書させ、児童・生徒が本に親しむ環境を築いた。

※PFI方式：公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用したより経済的な整備手法

課題

- ・生涯にわたり読書に親しむ子どもの育成のための環境づくりや事業の実施が必要である。
- ・本に親しむための事業を展開し、日頃から本に親しむ人口を増やす取り組みの充実が必要である。

その他の取り組み

- ・第2期計画の取り組みの成果として、GIGAスクール構想による1人1台端末と高速通信ネットワーク、大型モニター等を導入した。加えて、市内すべての公立小中学校の児童生徒用の学習机・椅子を整備した。ICT教育環境の整備を行ったことにより、より効果的な教育活動が行われICT機器の日常的活用が可能となった。
- ・働き方改革においては、学校の教育活動の見直しや、デジタル化による業務改善への対応等の取り組みを行った。
- ・子ども第三の居場所として、最新のテクノロジーにいつでも、無料で触れることができ、創作活動を通じて自己実現を果たすことのできる施設「てくテックすさき」を開設した。今後、「てくテックすさき」において低年齢層が活動できる環境づくりを目指すとともに、学校等との連携強化が必要である。

第4章 須崎市教育の現状と課題

【須崎市の教育の現状】

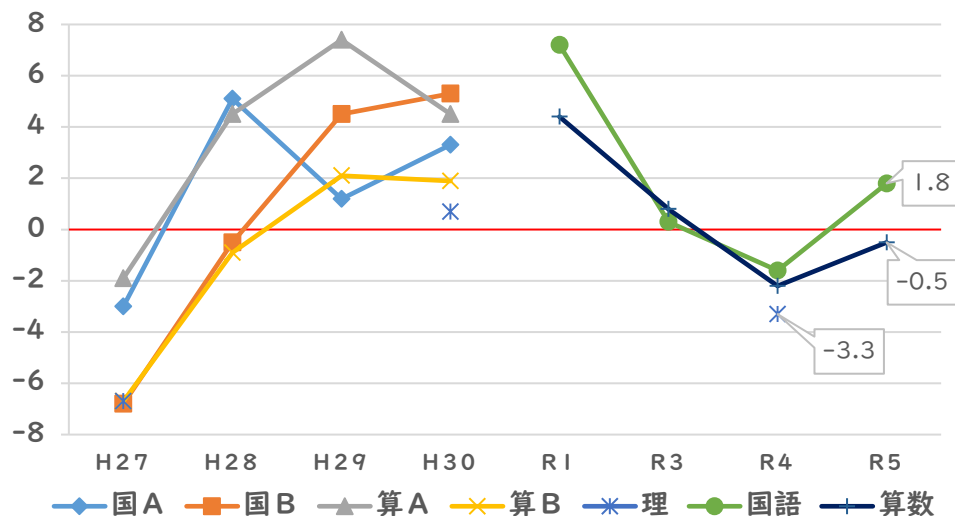
知

児童生徒の学力の状況(小・中学校)

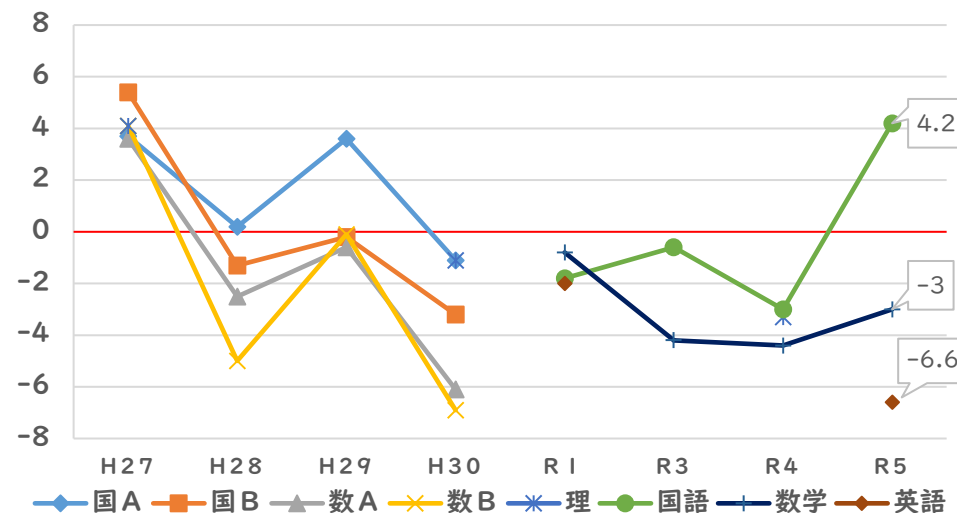
■全国学力・学習状況調査(H27～R5年度)

全国平均正答率との差の推移

〈小学校(第6学年)〉



〈中学校(第3学年)〉



※令和元年度から、A問題(主として「知識」に関する問題)とB(主として「活用」に関する問題)を一体的に問う問題に変更

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

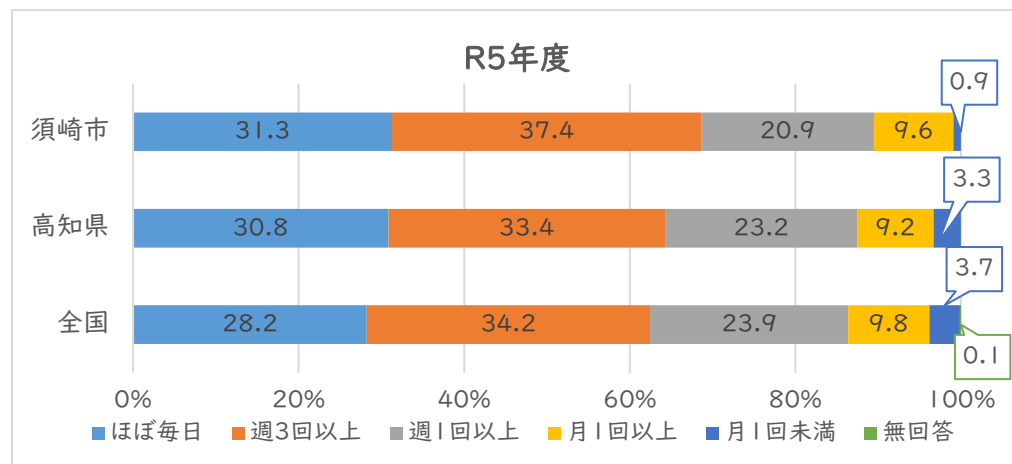
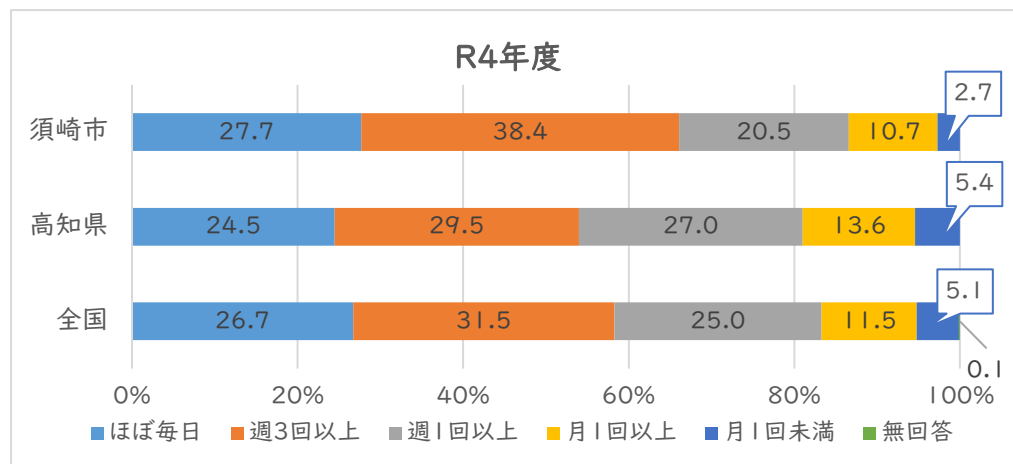
※平成27、平成30、令和4年に理科を実施。中学校は令和元年、令和5年に英語を実施

■全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果（R4 年度、R5 年度）

児童生徒の ICT 機器の活用状況

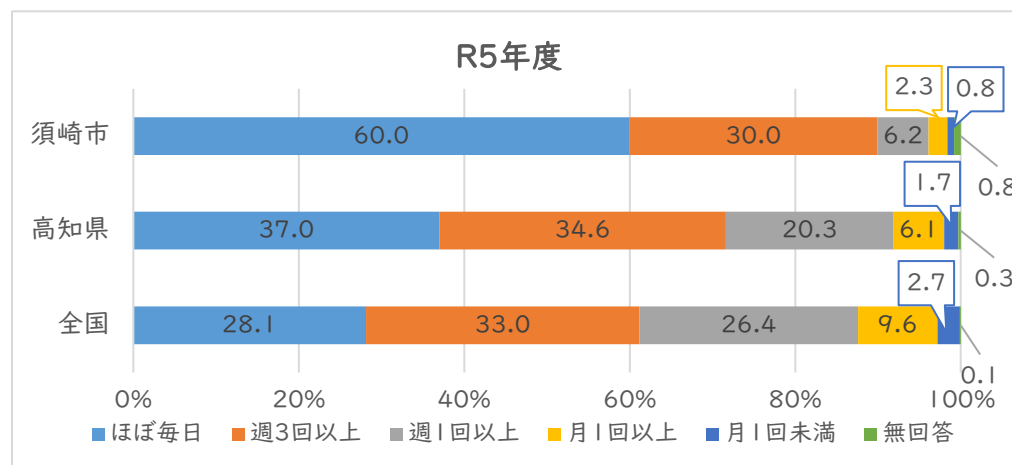
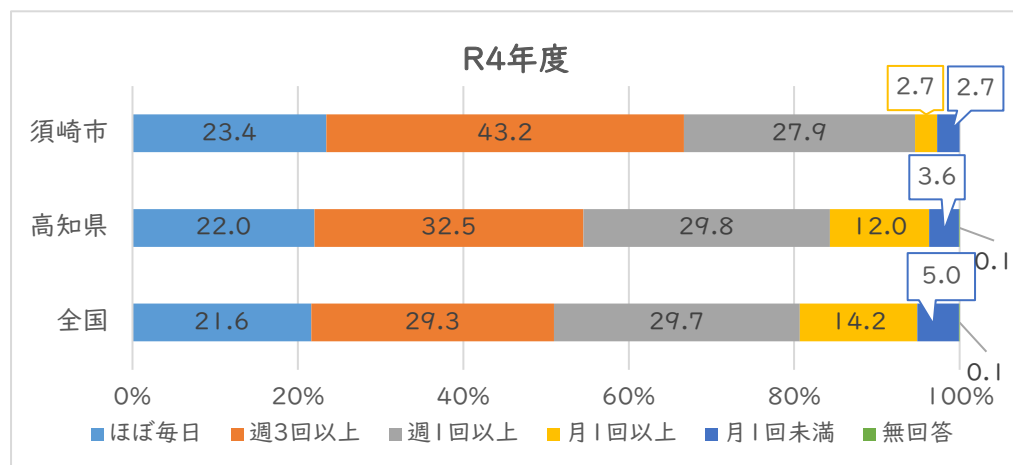
小学校（第6学年）

◇「Q.5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。」



中学校（第3学年）

◇「Q.1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。」



■全国・学力・学習状況調査結果

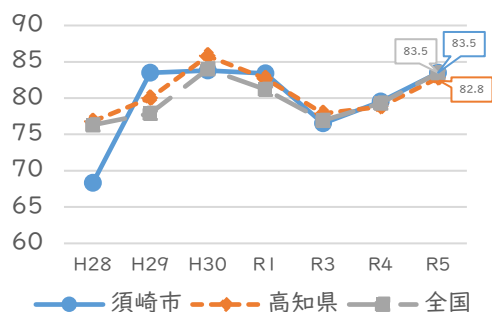
※令和2年度は、コロナウイルス感染症の影響により、全国調査未実施

児童生徒質問紙調査より抜粋（H28～R5年度）

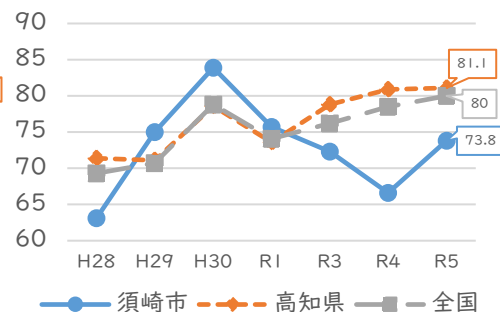
※各質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合

◇自分にはよいところがある

（小学校）

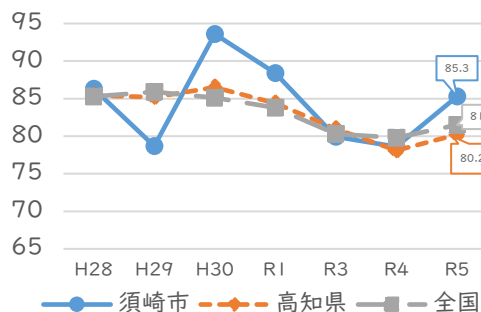


（中学校）

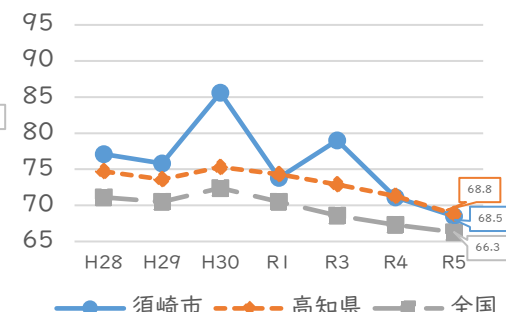


◇将来の夢や目標を持っている

（小学校）



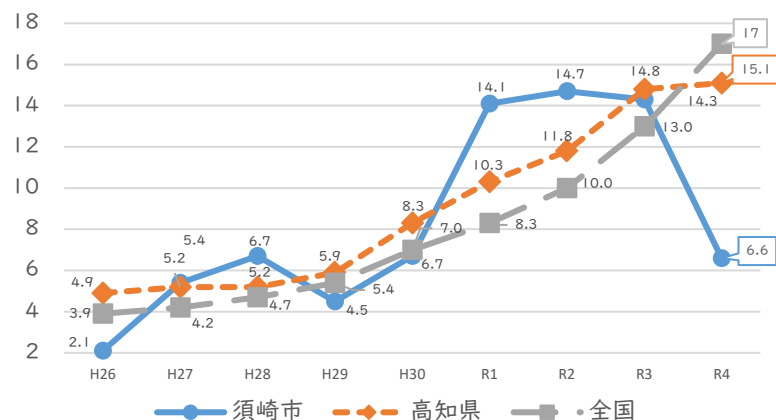
（中学校）



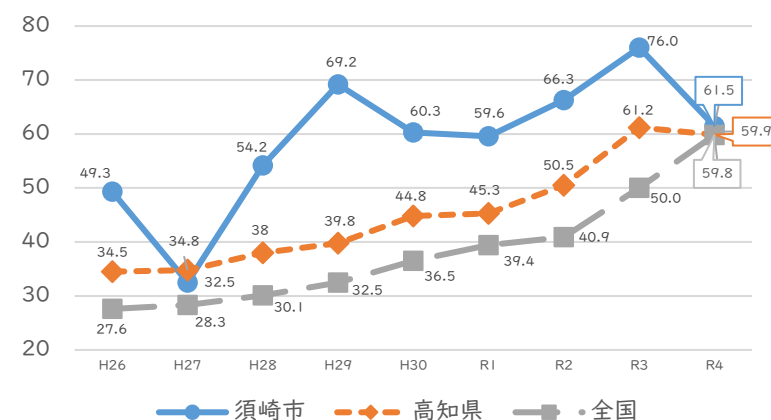
■児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より抜粋

◇不登校（H26～R4年度）

小学校（1000人あたりの不登校児童数）



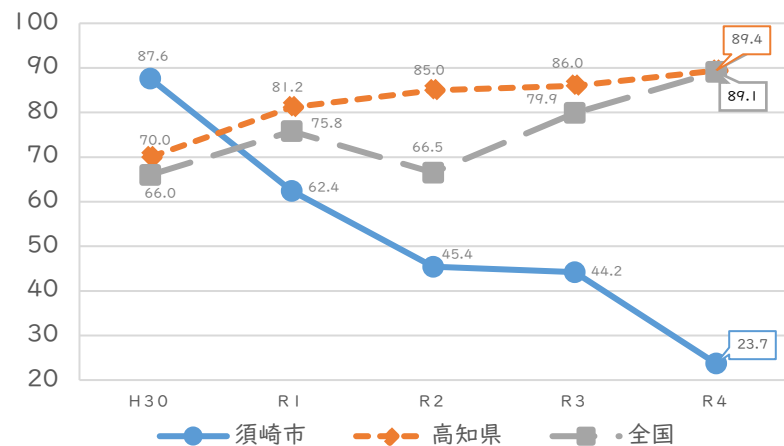
中学校（1000人あたりの不登校生徒数）



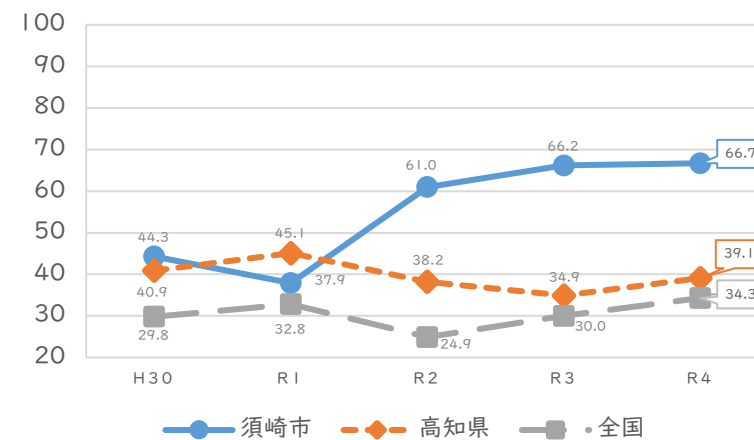
■児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より抜粋

◇いじめ（H30～R4年度）

小学校（1000人あたりの認知件数）

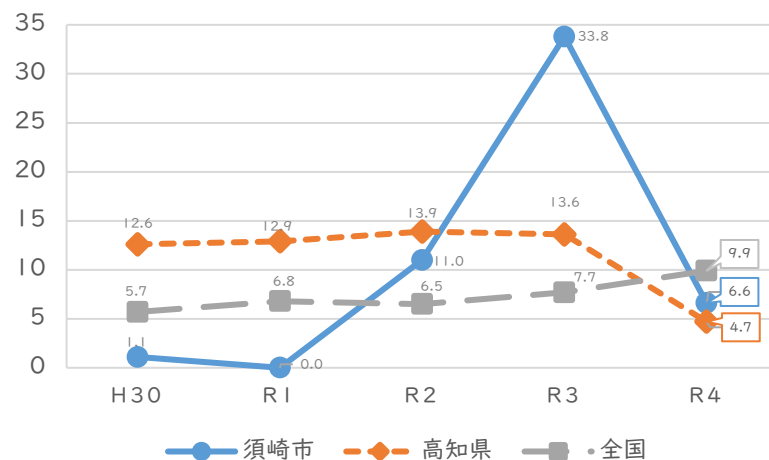


中学校（1000人あたりの認知件数）

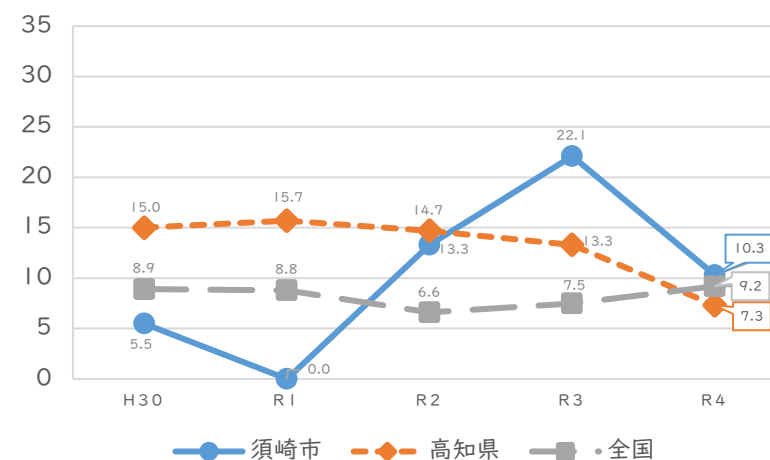


■暴力行為（H30～R4年度）

小学校（1000人あたりの発生件数）



中学校（1000人あたりの発生件数）



体

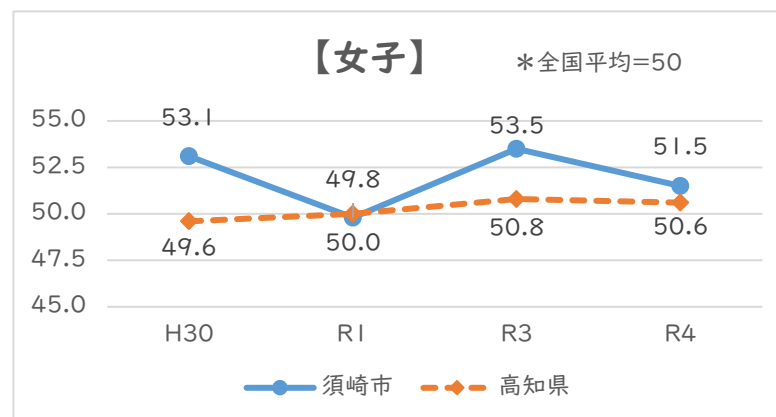
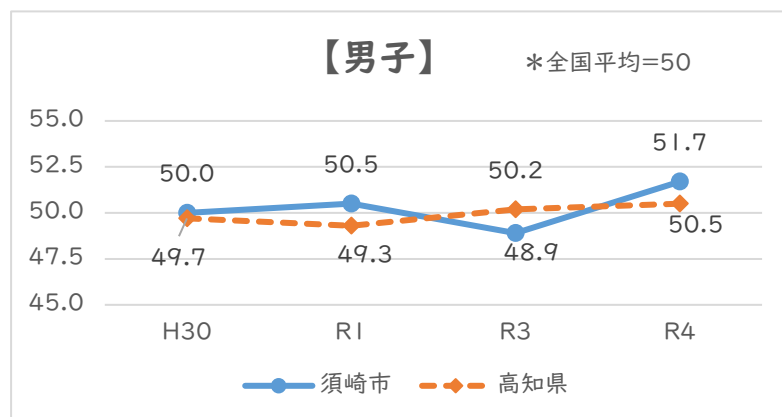
体力・運動能力の状況

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H30～R4年度）

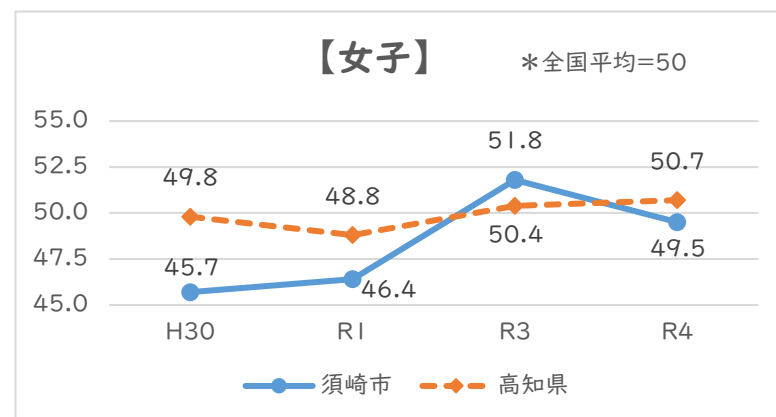
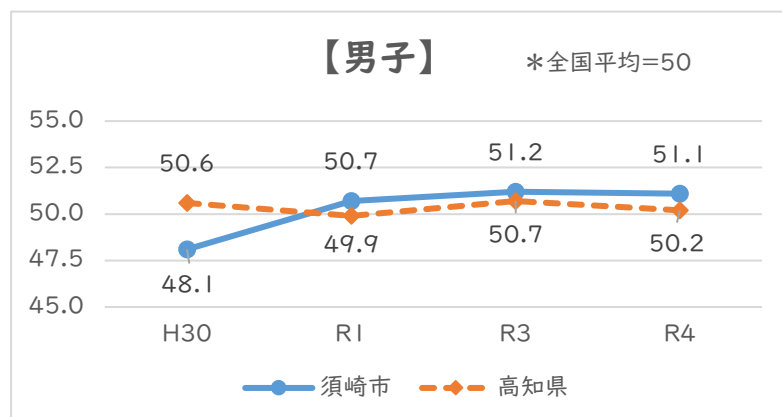
◇体力合計点（8種目の実技の総合点）の比較

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施

小学校（第5学年）



中学校（第2学年）

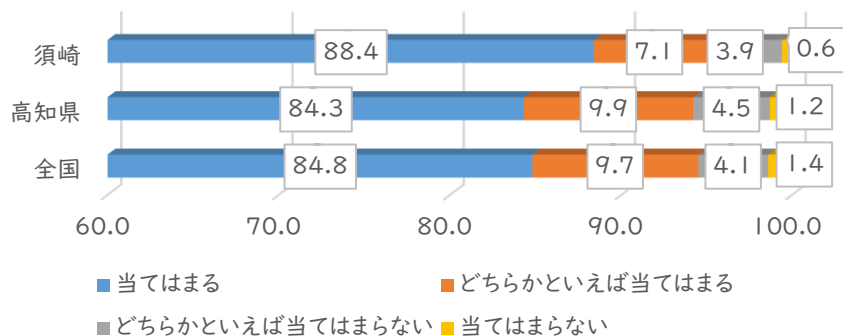


■全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果（H30、R4年度）

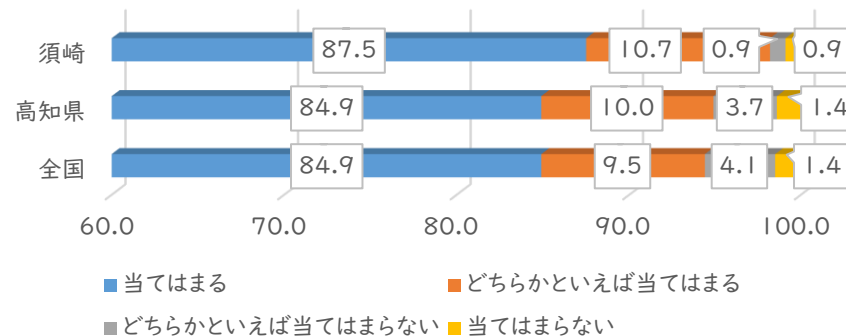
◇「Q.朝食を毎日食べていますか」の県・全国との比較

小学校（第6学年）

H30年度

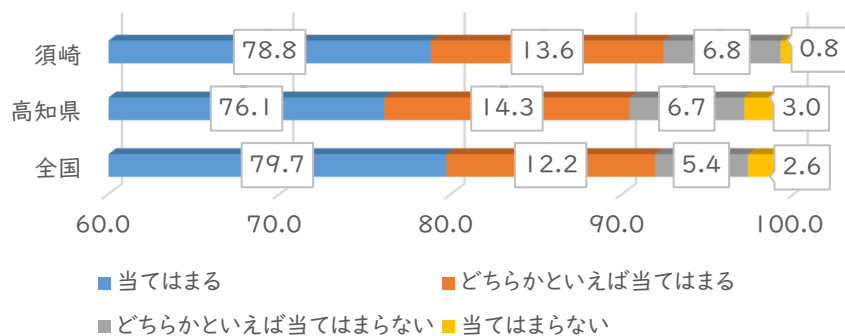


R4年度

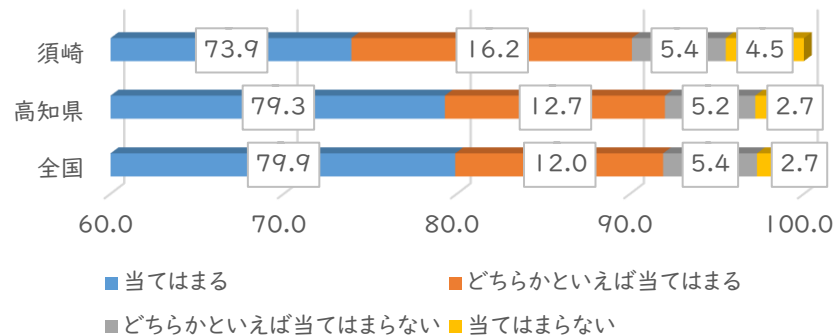


中学校（第3学年）

H30年度



R4年度



第5章 基本理念と実現に向けた体系

1、基本理念と実現に向けた体系

(1) 須崎市が目指す教育

本市では、教育の基本に「たくましく、心豊かな人づくり」を据え、「人・もの・自然にやさしい人づくり」をめざし、学校・家庭・地域社会の連携による「よりよい教育環境の創造」と「教育的風土づくり」を積極的に進めています。今日、人工知能（AI）やビッグデータ等の先端技術の高度化や活用等を含め、社会全体がデジタルトランスフォーメーション（DX）加速が求められるなど、教育をめぐる社会情勢や環境も大きく変化する中で、創造性豊かで、たくましい「生きる力」を持った人材を育成しなければなりません。

また、「不登校・不登校傾向、いじめや暴力」の教育課題や教職員の長時間勤務、教員の資質・指導力等の課題も引き続き指摘されています。世界や社会に目を向けると、世界的な人口爆発と同時に日本国内では超高齢化社会と人口減少などの社会構造の変化が起きています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や世界の政情不安、地球温暖化、気候変動、エネルギーや食糧問題に象徴されるように、将来の予測が困難な、「VUCA」の時代といわれる状況にあります。（VUCAとは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった言葉「予測困難で不確実、複雑で曖昧な状態」を意味します。）

OECD Education2030 教育は、子どもたちに「何かを教える」ということにとどまるのではなく、一人ひとりの子どもが、「信頼できるコンパスを持ち、VUCA となる世界においても、自信をもって、自らを導いていくことができるよう手助けするもの」に変わってきています。

こうした教育背景を認識し、須崎市教育大綱に基づく具体的な計画を策定することにより、児童生徒にとってより良い教育環境の整備を進めていきます。また、学校・家庭・地域社会のそれぞれの教育力を結集し、さらに連携・協力を深めながら、協働していくことが求められます。

(2) 教育基本理念～目指すべき人間像～

<目指す人間像を踏まえた基本理念>

- ① 「自然・文化・人」との関わりを大切にし、人間尊重の精神に基づき、心身ともに健全で、生涯にわたり学ぶ意欲にあふれ、郷土を愛し、未来に夢や希望をもち、知・徳・体の調和が取れた人材
- ② 自他を尊重し豊かな人間関係の中で自己肯定感や道徳性を身につけ、地域とつながり、世界とつながり、歴史や文化とつながる力を持ち、郷土の発展に貢献できる人材
- ③ 目まぐるしく状況が変わっていく社会の中で、困難に負けない力強さと、変化に柔軟に対応できるしなやかさを持ち、新しいことにも積極的に挑戦していく意欲を持った人材

＊具現化を図るために、今後5年間で取り組む20の基本目標及び2つの横断的な取り組みを設定し、教育施策を推進していきます。

＊基本理念は、本市の教育が到達・目指すべき理想の姿であり、理想に向けて進むべき方向を示すものが基本方針、さらにそれを具体的に示したものが基本目標です。

その設定に当たっては、本市の教育大綱を踏まえるものとします。

基本理念

「自然・文化・人」との関わりを大切に、人間尊重の精神に基づき、心身ともに健全で、生涯にわたり学ぶ意欲にあふれ、郷土を愛し、未来に夢や希望を持ち、知・徳・体の調和が取れた人材

自他を尊重し豊かな人間関係の中で自己肯定感や道徳性を身につけ、地域とつながり、世界とつながり、歴史や文化とつながる力を持ち、郷土の発展に貢献できる人材

目まぐるしく状況が変わっていく社会の中で、困難に負けない力強さと、変化に柔軟に対応できるしなやかさを持ち、新しいことにも積極的に挑戦していく意欲を持った人材

5つの基本方針と横断的な取り組み

I. 知・徳・体の調和を図り、認知能力と非認知能力を育成

II. 次世代型の教育の推進

III. 多様性に応じた教育の充実

IV. 郷土を愛し、郷土の発展とつながる力の育成

V. 教育環境の充実と教育関連施設の整備

横断的な取り組み

第6章 20の基本目標と2つの横断的取り組み 達成に向けた主な施策

「知・徳・体の調和を図り、認知能力と非認知能力を育成

20の基本目標	主な施策等
① 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体化させ、学ぶ意欲の向上を図る。 認知能力の育成に取り組むとともに、非認知能力の育成を図るプログラムに取り組む。 ICT 機器の活用を推進し、学びの工夫や改善を行い、主体的に学ぶ意欲を持つ児童・生徒を育成する。	●研究指定校において、非認知能力の表現力・ディスカッション力等の評価の在り方に関する研究実践を行う。 ●研究指定校・保育園において、創作活動を通じた非認知能力の育成（アトリエ for キッズ）や、メタ認知能力（※）の育成（コグニティブトレーニング）の研究実践を行う。 （自己肯定感、自信、自制心、主体性、好奇心、柔軟性、やり抜く力、回復力、楽観性、共感力、協働力、社会性などの育成を意図した教育実践） ●児童生徒の ICT 機器能力を育成し、日常的な活用を定着させ、より一層効果的活用を推進する。 （※）メタ認知能力：自分が認知していることを客観的に把握し、コントロールする能力
② 協働的な学びを通して、ディスカッション力を育成し、表現力や伝え合う力を高める取り組みを推進する。	●市 ICT 教育推進事業の拡充、プレゼンテーション大会を開催する。 ●研究指定校による公開授業を実施する。
③ 学校経営計画「知」「徳」「体」の領域に到達目標指標を定め、具体的な取り組みを計画的に進めていく。また、単年度毎に検証を行い、PDCA サイクルによるマネジメントを行う。	●各校において調査の分析を行う。 ●授業づくり講座研究指定の充実を図る。 ●全国学力・学習状況調査、高知県学力定着状況調査、到達度把握、授業評価、授業づくり講座による取り組みの共有を行う。

Ⅱ 次世代型の教育の推進

④ 学習支援プラットフォームやデジタル教科書等の効果的な活用による、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な取り組みを促進し、タブレット端末の日常的な活用を図る。	●GIGA スクール構想・学校 DX に基づく事業を推進する。 ●情報教育担当者会の開催、各校実践の共有を行う。 ●端末ソフト活用研修会、校内研修を実施する。 ●タブレット端末の持ち帰り等の日常的な活用の推進と支援策の検討会を開催する。
⑤ プログラミング教育の推進と情報リテラシー教育により、創造性をはぐくむ教育をめざし、適切な情報管理や相互理解の促進、情報の信頼性に基づく思考力・行動力を身につける。	●ICT 教育推進事業、プログラミング教育推進校指定事業、プログラミング教育研修会を開催する。 ●未来創造教育推進事業、情報通信技術支援事業、テクノロジー施設（てくテックすさき）の活用を行う。
⑥ 校務のデジタル化、教職員の情報活用能力の育成、ICT 活用指導力向上を図る。	●校務のデジタル化推進、教職員の ICT 活用の校内研修の実施など研修の充実を図る。 ●校務デジタル化の運用状況調査と効果的な取り組みの情報共有を図る。
⑦ いじめ対策や不登校児童・生徒への支援等、関係機関との連携・協力のネットワークづくりを推進し、安全安心な教育基盤の確立を図る。	●子どもを守る地域ネットワーク会議など関係機関会の開催、学校支援体制の充実を図る。 ●「いじめ」「暴力」「不登校」「不登校傾向」等の調査、取り組みの強化及び研修を行う。 ●訪問指導、専門家による講演会の開催、校内支援委員会、訪問支援会の充実を図る。 ●SSW・SC、アウトリーチ型 SC の配置強化、効果的活用を推進する。
⑧ 自立と社会参加に向けて多様な教育ニーズに応じた選択肢を提供し、インクルーシブ教育を推進する。	●通級指導教室の取り組みを拡げ、通級による指導の充実と拡充を図る。 ●温かい学級づくり指定事業を実施する。
⑨ 子どもの居場所・相談支援体制の強化を図り、不登校・不登校傾向児童・生徒の減少を図る。	●子ども子育て支援（学校訪問・子どもを守る地域ネットワーク会議など）の充実を図る。 ●不登校・不登校傾向対策委員会の充実、教育支援センターの支援訪問の拡大を図る。

Ⅲ 多様性に応じた

教育の充実

⑩ 保育所保育指針等に沿った指導方法の徹底、多様なニーズに対応した教育機会の提供、異文化体験やプログラミング教育の取り組みの充実を図る。	●就学支援に関する実態調査、支援対策の充実を図る。 ●公開保育・研修会の開催、就学前の保育・学校連絡会を開催し、取り組みの充実を図る。
⑪ 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実を図る。	●SSW・SC、アウトリーチ型 SC の配置強化、効果的活用を推進する。 ●民生児童委員等の参画による厳しい環境にある子ども・家庭への支援（子育て講座や相談）を行う。 ●保・小連携を進め、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの取り組みの充実を図る。 ●小・中連携、地域ぐるみ教育の発展的な取り組みを実施する。
⑫ 人権が尊重される教育を基盤として、人権教育の充実を図り、教育関係機関との連携・協力のネットワークをつくり、よりよい人間関係や社会づくりを推進する。	●人権教育及び人権啓発の推進に関する国や県に連動した取り組みを実施する。 ●人権教育実践を交流する研究大会等を人権交流センターと連携し開催する。 ●市、人権交流センター等と連携し、人権啓発活動や人権週間の取り組み充実を図る。 ●SNS 等インターネット上の人権侵害などの課題に関し、適切な情報管理や相互理解の促進、情報の信頼性に基づく思考力・行動力を身につける。 ●性的少数者（セクシャルマイノリティ）や多様性を理解する教育活動を推進する。 ●自分を大事にし、人を大事にし、命を大切にする教育を推進する。
⑬ 外国の言語や文化を学ぶ「つながる教育」を推進し、外国語活動、英語教育の充実を図る。	●ALT 適正配置の継続、小学校 1 年生交流行事（ハロウィンパーティー）、小学校 5・6 年生イングリッシュキャンプ、小学生を含む英語暗唱大会を開催する。 ●市内全保育園へ CIR が巡回し、外国語に触れる交流活動を実施する。
⑭ 地域全体で子どもを育てるコミュニティー・スクール、地域学校協働本部の取り組みを活性化。地域人材との連携による教育支援と、学校間連携を促進する。	●すべての学校に設置されている地域学校協働本部の事業支援を強化する。 ●地域学校協働本部、コミュニティー・スクールの推進と合わせて、専門スタッフ、教育活動支援の体制を検討する。 ●地域ぐるみ教育の成果を生かした中学校区の連携教育を推進する。

IV 郷土を愛し、郷土の

⑮ 生涯学び続ける知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進を図る。	●地域自主組織づくりを進め、主体的活動の支援強化を図る。 ●須崎生涯大学などの市民対象の学習機会を提供し生涯学習・社会教育の充実を図る。 ●公民館を拠点とした学習機会の提供拡大を推進する。 ●教育関係機関・文化スポーツ担当課との連携・協力、イベントや行事への参加を図る。
⑯ 新たな図書館等複合施設を核に、読書活動をはじめ、言語活動と表現活動、読書環境・情報環境の充実を図る。	●新たな図書館を活用した教育活動を推進する。 ●タブレット端末での電子図書館及び閲覧型電子書籍の利用促進を図る。 ●図書館まつり、ビブリオバトル大会開催を通じ読書活動を推進する。
⑰ 文化芸術の振興と文化財の保全・活用を推進する。	●市内各地域の伝統芸能の保存や文化芸術活動を推進する。 ●歴史遺構や建造物、祭り等有形・無形の文化遺産を次世代につなぐ取り組みを推進する。
⑱ スポーツの振興を図る。	●文化スポーツ・観光課に協力し、市スポーツ施設の活用推進、施設整備とスポーツ行事の充実に取り組み、市民の健康づくりを推進する。 ●部活動の地域連携や地域移行の在り方や方策を関係機関とともに検討する。
⑲ 教育環境の充実に努める。	●小・中学校の統合計画を着実に実行する。 ●統合に向けて施設整備を実施する。
⑳ 教育関連施設整備を行う。	●令和 8 年度までに須崎市学校給食センター（仮称）の施設整備を実施する。 ●令和 8 年度までに図書館等複合施設の整備を実施する。

★自然災害やリスクに伴うマネジメント力の強化を図り、地域防災ネットワークとのつながりを強化する体制を構築する。	●高知県安全教育プログラムに基づく防災を中心とした安全教育を推進する。 ●地域と協働し、南海トラフ巨大地震等自然災害に対して、適切に対応し命を守る力、リスクマネジメント能力の育成を図る教育を推進する。
★学校における働き方改革の推進を図る。	●高知県の教職員の在校時間の上限等に関する方針に連動した取り組みを実施する。 ●業務の効率化・削減のため、デジタル技術・外部人材の活用の促進を図る。 ●給食センター整備に合わせて、給食費等の公会計化を実施する方向で検討する。

須崎市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)に基づく須崎市の教育振興のための施策に関する計画策定を須崎市教育委員会に答申するため、須崎市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 須崎市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 名以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表者及びその他教育長が必要と認める者。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成された時までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 策定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。

3 副委員長は、委員長が指名する者とする。

4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、須崎市教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。

2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

3 この要綱は、策定委員会の目的が達成された時に、その効力を失う。

須崎市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	分 野	氏 名	役 職	備 考
1	教育関係者	西村 浩司	須崎市教育研究所 所長	
2	教育関係者 幼児教育代表	味元 美佐	須崎市保育協会園長会 部長	上分保育園長
3	教育関係者 小学校代表	西原 浩二	須崎市立新荘小学校 校長	
4	教育関係者 中学校代表	西森 大城	須崎市立小中学校長会 会長	浦ノ内中学校長
5	教育関係者	前田 裕史	須崎市立南小学校 教頭	
6	保護者代表	畔元 隆弘	須崎市 PTA 連絡協議会 会長	多ノ郷小学校 PTA 会長
7	教育関係者	日高 輝男	須崎市人権教育研究協議会 会長	吾桑小学校長
8	社会教育代表	田部 雅彦	須崎市社会教育委員長	

事務局	教育委員会事務局	中西 司	教育委員会事務局 学校教育課長
	教育委員会事務局	小野 修一郎	教育委員会事務局 生涯学習課長
	教育委員会事務局	寺田 良生	教育委員会事務局 子ども・子育て支援課長
	教育委員会事務局	松本 佐和	教育委員会事務局 学校教育課長補佐
	教育委員会事務局	岡本 恭一	教育委員会事務局 学校教育課主幹
	教育委員会事務局	角 彩乃	教育委員会事務局 指導主事
	教育委員会事務局	今橋 知里	教育委員会事務局 指導主事